

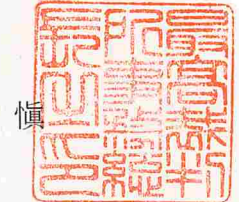
最高裁秘書第819号

令和2年3月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

2月28日付け（3月2日受付，第014750号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等  
「家庭局News（Vol.52）」（片面で1枚）
- 2 開示の実施方法  
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



## 教えて！カーくん先輩！！（遺言書保管制度編）

初心者カーくん



法務局で遺言書を保管してくれる制度が始まるって聞いたんですけど。

カーくん先輩



そのとおり。勉強しているね！  
法務局における遺言書の保管等に関する法律が、  
今年の7月10日に施行されるよ。



家庭裁判所の実務には影響があるんですか？



遺言書保管所（＝法務大臣が指定する法務局）に保管されている遺言書については、検認が不要となるんだ。保管開始後に偽造等がされるおそれがないからね。この法律が適用されない場合には、引き続き検認が必要だけど、検認事件で工夫していることはあるかな。



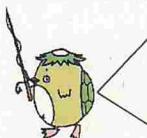
工夫していることですか……。相続人が多い場合は、大きな部屋を準備して……。期日が終わると、急いで処理しないといけないから、慌てちゃうんですね。



期日が終わったら、速やかに検認調書を作って、遺言書原本を申立人に返還しないといけないよね。カラーコピーを活用する等の検認調書作成上の工夫例が、「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究－別表第一事件を中心に－」の626ページに記載されているから、確認しておく、少しは慌てなくてすむんじゃないかな。



分かりました。確認します。  
いろいろ教えてくれてありがとうございました。



お役立ちコンテンツたくさん！見てみて(\*∇\*)ファミん！